

令和8年度ポイ捨て等防止に関する実施計画

安城市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成7年9月29日安城市条例第33号）第8条の規定に基づき、実施計画を次のとおり定める。

1 「町を美しくする運動」の実施

(1) 運動目標

ア ポイ捨て等防止と清掃に対する意識の高揚

イ 環境美化実践活動の協力推進

(2) 運動期間

ア 春の運動期間 令和8年5月17日から令和8年6月5日まで

イ 秋の運動期間 令和8年10月9日から令和8年10月18日まで

2 ポイ捨て等防止市民行動の日（市民清掃の日）の実施

期間中の日曜日に当たる春の5月17日、24日、31日と秋の10月11日、18日を特にポイ捨て等防止市民行動の日（市民清掃の日）と定め、各家庭並びに町内単位の一斉清掃を計画し実施する。

3 環境美化活動

地域において、日頃より活用する公園、広場、道路等公的施設の清掃奉仕、美化活動を、町内会、子ども会、老人クラブ、婦人会などの団体により計画、実施する。また、ポイ捨て防止啓発看板の作成等、市民への啓発活動を合わせて実施する。

4 環境美化標語の募集

市民を対象に、環境美化、ポイ捨て防止、ごみ減量にかかる標語を募集する。
募集期間：令和9年2月26日まで（広報あんじょう2月号掲載）

5 環境衛生功労者（団体）、環境美化標語優秀者の表彰

日頃、地域環境美化に尽力されその功績が顕著である者（団体）と環境美化標語の優秀者の表彰を行う。